

財務省告示第四百五十九号

省令第三十号（昭和五十七年大蔵
成十七年十一月三十日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。

平成十七年十二月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第八十

二回）

二 発行の根拠 平成十七年度における財政運営
の法律及びその 関する法律（平成十七年法律第
十九号）第二十一条及び財政
融資金特別会計法（昭和二十
六年法律第一百一号）第十一
項並びに国債整理基金特別会
計法（明治三十九年法律第六号）

三 振替法の適 第五条第一項及び第五条ノ二

成十三年法律第七十五号。以下
「振替法」という。の規定の適
用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第 非価格

五

方募

入
法
決
定
の

各
申
込
み
の
う
ち
各
申
込
の
高
い

口

国
債
市
場
特
別
参
加

各
国
債
市
場
特
別
参
加
者
ご
と
の
申
込

八

国
債
市
場
特
別
参
加

各
国
債
市
場
特
別
参
加
者
ご
と
の
申
込

六

イ

発

入
札
発
行
争
額

額
面
金
額
で
六
千
五
百
三
十
三
億
円

政
運
営
の
た
め
の
公
債
の
発
行
特

例
等
に
関
す
る
法
律
第
一
項

債
規
定
に
基
づ
き
発
行
し
た
利
付
国

債
に
関
す
る
法
律
第
一
項

債
規
定
に
基
づ
き
発
行
し
た
利
付
国

債
規
定
に
基
づ
き
発
行
し
た
利
付
国

式により算出した金額を第二十号に規定する期日に払込みする。

$$\text{票面金額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{71}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合においては、前記(一)の算式により算出した金額に適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

十四 初期利子

平成十八年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{2.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後 毎年三月二十日及び九月二十日

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償 後
込 者 札 場 利 還 還 の
期 参 所 金 金 期 利
日 加 支 額 限 子

平 財 日 額 平 利 て を
成 務 本 面 成 子 を そ 支
十 大 銀 金 三 支 の 払 期
七 臣 行 額 十 七 日 以 し
年 か 百 七 年 九 。 前 六 各
十 通 円 年 月 月 六 月 支
一 知 につ き 二 月 月 間 払
月 受 百 十 月 間 に 期
三 け 円 日 間 に 属 にお
十 け 百 日 間 に 属 す いる
日 け 円 日 間 に 属 す いる